

静岡市告示第 250 号

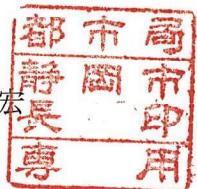
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 4 月 15 日

静岡市

上記代表者

静岡市長 田辺 信宏



1 都市計画の種類

静岡都市計画風致地区 三保久能海岸風致地区

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡市役所都市局都市計画部都市計画課